

第 6 回笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会

日時：令和 4 年 8 月 3 日（水）
午後 7 時 30 分～9 時 00 分
会場：本館 3 階 302 会議室

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

- (1) 意見交換会及びパブリックコメントの結果について
- (2) 導入する施設等について
- (3) 整備候補地として「望ましいエリア」の選定について
- (4) 事業スケジュールについて
- (5) 基本計画(案)について

4 その他

- (1) 第 7 回検討委員会 令和 4 年 8 月 24 日（水） 午後 7 時 30 分～

5 閉会

資料1-1 多目的芝生グラウンドに係る意見交換会の結果について

- 1 意見交換会開催日時(参加者数)
- A 令和4年6月28日 (火) @スコレーセンター(100人)
- B 令和4年7月6日 (水) @スコレーセンター(72人)
- C 令和4年7月12日 (火) @いちのみや桃の里ふれあい文化館(86人)
- ※いずれの日も午後7時から開催

- 2 意見の件数
- (1)意見をいただいた人数 27人
- (2)意見の件数 29件

3 意見の反映状況

No.	反映区分	件数
1	計画に意見を反映させるもの	3
2	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	1
3	今後の取組で参考にするもの	20
4	計画に意見を反映できないもの	3
5	その他 (感想等)	2
合計		29

4 寄せられた意見と意見に対する考え方

	寄せられた意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
1	1日でも早い芝生グラウンドの整備を望む。 清流公園で毎年行っているサッカー大会（スコレーカップ）では、子どもたちの目が輝いており、芝生の上でスポーツをすることのすばらしさを長年実感してきた。サッカー協会では「グラスルーツ宣言」をしており、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しめるよう、スポーツ文化を市民に定着させていくことを目指している。子どもたち共々、スポーツをするためによりよい環境が整備されることを渴望している。	今後の参考とします。	1 計画に意見を反映させるもの	P9整備方針に「「する」スポーツだけでなく、「みる」「支える」といった様々な関わり方でスポーツを楽しむ人を増やし、地域に根差したスポーツ文化の醸成につながる施設」を追加
2	要望を重ねてきたが、ようやく芝生グラウンドの整備計画が具体化してきたことをうれしく思う。スポーツを愛する子どもたちに夢を与えるため、できるだけ良い環境が必要。 また、整備方針については、スポーツ文化の推進という視点を加えてほしい。文化というのは生活の一部である。老若男女を問わず、多くの方が、毎日スポーツをすることで人生を豊かにし、明日への活力となるような場所が必要とされている。	今後の参考とします。	1 計画に意見を反映させるもの	P9整備方針に「「する」スポーツだけでなく、「みる」「支える」といった様々な関わり方でスポーツを楽しむ人を増やし、地域に根差したスポーツ文化の醸成につながる施設」を追加
3	子どもから大人まで、多くの市民のために、1日でも早い芝生グラウンドの整備を望む。土のグラウンドでは、スライディングやセービングなど、できないことが多く、ラグビーやサッカーなどのスポーツをする者にとって、芝生グラウンドの必要性は高い。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
4	子どもたちの体力向上、健全な成長に資する施設という整備方針に共感する。市内にそのような環境を用意することはスポーツをする子どもたちにとって大変重要なので、積極的に進めてほしい。	今後の参考とします。	2 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	

	寄せられた意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
5	芝生グラウンドの整備は早く実現してほしいが、スポーツツーリズムでの利用と、市民の利用は、対立関係にあるのではないか。市民利用を優先した運用が行われるようにしてほしい。	検討委員会の委員からも同様の意見が出されました。市民利用を主とした上で、スポーツツーリズムにも活用できるよう検討しています。	3 今後の取組で参考にするもの	
6	子どもたちにより良い環境でプレイしてほしいので、1日でも早い芝生グラウンドの整備を望んでいる。現在は土のグラウンドで招待大会や招待試合を行っており、スポーツを通して多くの方に本市に来てもらうことができる。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
7	無借金で整備ができるならば賛成である。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
	付加機能として観客席の整備が挙げられているが、必要面積5haの敷地内に含まれているのか。	コート3面の整備に必要な最低限の面積として示したものであり、付加機能として何を整備するか検討中であるため、観客席の整備に必要な面積は含まれていません。	5 その他 (感想等)	
	石和の花火大会の際に駐車場が少ない。3つの候補地はいずれも笛吹川に近いようなので、駐車場については花火大会にも活用できるよう、河川敷に設置してほしい。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
8	笛吹市のグラウンドゴルフは、山梨県内の市町村大会で連続勝利するなど活発に活動しており、今後の競技人口増加も見込まれる。グラウンドの整備については数年はかかることと思うが、1日でも早い整備を待ち望んでいる。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
9	県内で芝生グラウンドの整備がない自治体は少なくなっている。土のグラウンドで行う試合ではけが人が多いため、子どもたちの健康面を考える上でも、1日でも早い芝生グラウンドの整備を望む。笛吹市に住んでいるために、芝生の上でのスポーツが思うようにできないという状況が改善されるようにしてほしい。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
10	子どもたちのためというのが第一だが、高齢のスポーツ関係者にとっても、芝生グラウンドを使用するために市外に赴くのが負担になっている。早急な芝生グラウンドの整備を望む。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
11	令和7年度中に市内の全5中学校の部活動は地域移行することになっている。芝生グラウンドが整備されれば、そこが活動の拠点になると思う。候補地として示された3か所のエリアはいずれも各中学校から集まりやすいと思うので、期待している。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	

	寄せられた意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
12	付帯機能として、ジョギングコースに加え、全天候型の100メートル走路を2、3レーン程度整備してほしい。笛吹市には小学生の陸上クラブが4つあり、県や全国の大大会で活躍している児童もいる。陸上競技者にとっても、トレーニングに適した競技環境が求められている。	全天候型100メートル走路の整備については、ほかの陸上競技に必要な機能も合わせて整備した方が効果的であると考えます。 多目的芝生グラウンドの整備の後に、既存のグラウンドや体育館などを、順次、専門性の高い施設に変えていく構想を、市で持っていることから、その中で検討します。	4 計画に意見を反映できないもの	
13	施設整備の目的や理念について、「社会体育」の観点からまとめられており、大人目線だと感じる。子どものことを考えると、令和7年度中に市内全中学校の部活動が地域移行することが喫緊の課題だと思うので、このことの対応策とすることも、基本計画に含めてほしい。いずれ高校の部活動の地域移行も有り得ると思うので、長期的に考えて、地域のスポーツ拠点となる施設として計画してほしい。 スポーツや部活動を取り巻く環境も昔とは変わってきており、笛吹川のサイクリングロードや金川の森のジョギングコースを利用したトレーニングの際にクレームを受けることもある。活動拠点の必要性を実感しているので、1日も早い整備を望んでいる。 また、地域のスポーツ指導者にも話を聞きながら進めてほしい。	今後の参考とします。 部活動の地域移行に伴って、各学校で指導者を確保することも困難になると考えます。 市内の社会体育施設を、それぞれ専門性の高い施設とし、各競技の拠点にしていくことも考えています。	1 計画に意見を反映させるもの	次のとおり追加、修正を行う。基本計画案P2(2) スポーツに取り組む市民の拡大に、「さらに、国が進める、中学校における運動部活動の地域への移行などにも対応できるスポーツ環境の整備が求められている。」を追加。 P9整備方針の「次世代を担う子どもたちの体力向上、健全な成長に資する施設」を「・次世代を担う子どもたちの体力向上、健全な成長に資するとともに中学校における運動部活動の地域への移行などにも対応できる施設」に修正。 P12(ア) コートの面数の「本施設に必要となるコートの面数については、各競技協会加盟団体等の練習利用と大会開催や合宿での利用に分けて検討した。 練習利用に必要な面数は、既存グラウンドにおける利用団体の活動状況から、サッカースポーツ少年団の利用がもっとも多く見込まれ、団体のその活動が全て多目的芝生グラウンドで行われる場合には、3面が最適と試算した。 さらに、市内の中学校や高校などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、部活動などでの利用ニーズはさらに高まることが見込まれる。」を、「本施設に必要となるコートの面数は、対象競技として想定している各競技協会加盟団体等の練習利用のほか、大会開催や合宿での利用について検討した。 練習利用に必要な面数は、まず、既存グラウンドにおける利用団体の活動状況から、団体のその活動全てが多目的芝生グラウンドで行われると仮定した場合、3面が必要になると試算した。 次に、既存グラウンドの利用団体以外の利用として、市内の中学校や高校などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、国が中学校における運動部活動の地域への移行を進めており、部活動などでの利用ニーズがさらに高まること、既存グラウンドの利用がなかったラグビー協会などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、整備後の利用が見込まれることを踏まえ、練習利用に必要な面数は3面が最適とした。」に修正。 基本計画 参考資料P56、58も修正
14	子どもがサッカーをしているが、試合や練習の際、見学する場所に困っているため、付加機能として、コート脇に観客席を整備してほしい。立派なスタンドではなくても構わない。 試合等の度に北杜市や南アルプス市まで送迎しているので、芝生グラウンドの整備を心待ちにしている。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	

	寄せられた意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
15	将来の子どもたちのために、スピード感を持って進めてほしい。いかに早く整備するかが大事。 芝生グラウンドの計画について、認知していない市民が多い。積極的な広報活動をしてほしい。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
16	ラグビーをする者にとって、現在笛吹市には活動の拠点がないことが一番の課題である。芝生グラウンドの整備を待ち望んでいる子どもが多くいるので、早急に整備してほしい。 現在、富士北麓公園で山梨ラグビーアカデミーの活動を行っている。市内に芝生グラウンドが完成した後は、プロコーチや現役選手による教室など、イベントにもたくさん活用したいと考えている。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
17	人工芝の施工にあたって、クッション性を高めるための黒いゴムチップは、近年環境への悪影響が懸念されているため、天然素材のゴムチップの使用が望ましいと思う。また、コンクリートを敷くため夏季は熱くなり、水はけも悪くなる。整備の際には、そういったことにも配慮をしてほしい。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
18	サッカーの全国大会や関東大会では芝生の環境が求められるため、山梨県で行われる場合には、現状、峡東地区が当番の年でも地区内で開催することができない。ぜひ多目的芝生グラウンドを整備してほしい。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
19	少子化が進みサッカー部の人数も減少しており、1校で大会に出場することが困難で、他校との合同チームで活動をしている中学校もある。今後、笛吹市の中学校が合同で1つのチームを構成する状況も予想される中、活動拠点となる、子どもたちにとっても魅力のある環境の整備が求められている。早急に芝生グラウンドの建設を進めてほしい。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
20	市の財源が限られている中で進める事業として適切なのか。令和6年度から行政区への交付金が25%削減され各区の負担が増すことや、子育て支援や障害者への補助など、市民の求める課題が多くある中で、より人口を増やすための具体的な施策に注力する必要があるのではないかと。	区への交付金に関しては、これまで笛吹市は山梨県内で最も高く、25%削減した後も上位に入ります。 市政における課題に対処しながら、市長就任時に700億円あった市の借金をこれまでに約75億2,400万円減少させました。 今後も、市民ニーズを踏まえ、必要な事業をバランスよく実行していきます。	4 計画に意見を反映できないもの	
21	検討委員会を組織して検討するという進め方を支持する。芝生グラウンドの整備に向けて、力強く進めてほしい。 芝生の質に関して、ラグビー、サッカー、ゲートボールなどが対象競技として挙げられているが、行うスポーツによって求められる芝生の種類は異なるのではないかとと思うがどうか。	人工芝の採用を検討しており、スポーツごとの適性などに関しては、今後検討します。	3 今後の取組で参考にするもの	

	寄せられた意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
22	意見交換会の記録に関して、計3回行われた中で市民から出された意見の内容は公開されるのか。また、録音はしているか。 パブリックコメントに関して、提出された意見は公開されるのか。	意見交換会の様子を記録するため、録音しています。意見の内容は今後の検討委員会で共有・検討するとともに、整理してホームページで公開します。 パブリックコメントの内容は、各意見に対する市の考え方とともにホームページで公開します。	5 その他 (感想等)	
23	土のグラウンドは、スライディングやセービングなど、できないことが多く、ラグビーやサッカーなどのスポーツをする者やその保護者にとっても、安心できる競技環境とは言えない。芝生グラウンドの整備は市の将来にとって必ずプラスになると考えている。交付金等を活用し財政負担を減らしながら、早急に事業を進めてほしい。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
24	15団体から要望書の提出があったとのことだが、それらは、1日でも早い整備を望む声だったのではない。整備目的のうち、1から4は市民目線だが、5のスポーツ・ツーリズムの振興に関しては市外に目が向いているため他の目的とは異なり、事業が遅延する要因になるのではない。5を削除することで、よりスピーディに、多くの市民の支持を得て事業を進めることができると思う。	検討委員会の中でも、市民の利用を最優先に考えています。また、大会の開催やスポーツ合宿の誘致などのスポーツ・ツーリズムにも活用することで、地域の活性化に資すると考えます。 整備の目的を実現するためにグラウンドの整備スケジュールに影響が極力生じないよう、今後の検討を進めます。	4 計画に意見を反映できないもの	
25	くぬぎ平スポーツ公園運動場は、冬期は使用することができない。これに対し、峡東地域で、宿泊施設を近くに有する芝生グラウンドを整備できれば、県内の他施設に対しても優位性があると考え。子どもたちも待ち望んでいるので、ぜひ前向きに進めてほしい。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
26	サッカーやラグビーでは、常にけがの危険性があり、土のグラウンドでけがをした場合には、将来にわたるダメージを負う可能性もある。子どもたちが安全にスポーツができる環境を整えるためにも、笛吹市に芝生グラウンドを整備することには大きな意味があると考え。1日でも早い整備を望んでいる。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
27	生涯スポーツを推進し、子どもたちの体力向上を目指して取り組む中で、体力測定を行う際にも、芝生と土のグラウンドでは、けがのリスクという点で大きな違いがあることを感じている。子どもたちの体力向上には芝生グラウンドが必須であると考えている。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	

資料1-2 笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画（素案）に対するパブリックコメントの募集結果について

1 意見募集期間

令和4年6月20日（月）から 令和4年7月19日（火）まで

2 意見の件数

(1)意見をいただいた人数 6人（うち電子メール：4件、ファクシミリ：2件）

(2)意見の件数 26件

3 意見の反映状況

No.	反映区分	件数
1	計画に意見を反映させるもの	3
2	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	1
3	今後の取組で参考にするもの	8
4	計画に意見を反映できないもの	13
5	その他（感想等）	1
合計		26

4 提出された意見と意見に対する考え方

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
1	中学校は、今後、部活動が地域移行する方向で進んでいます。笛吹市の各中学校のサッカー部員も年々減少している状況です。早い段階で地域スポーツクラブとして、合同で活動をしなければならないと考えています。そうなった時に、拠点となるグラウンドが必要で、それが多目的グラウンドになるのだと思っています。より良い環境で、子供たちのためにより良い指導をしたいとサッカー部を指導する教員は考えています。 教育内大会が笛吹市で開催できるようになれば、選手の輸送にかかるバス代も削減できると思います。大会開催もしやすくなり、応援に駆け付けた保護者が笛吹を観光し、経済効果も期待できます。 <u>絶対に多目的芝生グラウンドは笛吹市に必要だと思います。</u>	整備に向けた検討の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
2	今後の部活動地域移行は中学生にとって大きな変革だと思います。そのための受け皿を作るためにも、行政と現在部活動を支えている顧問で共同してより良い形の部活動地域移行を行っていかれたらと思っています。そのためにも、<u>活動の拠点となるより良い環境を市として準備することは、絶対に必要です。人工芝グラウンドをつくる事と同時に、部活動の新しい形を笛吹市として考えていってほしい</u>と思います。 我々サッカー部を運営している教員は、今後も子どもたちのためにサッカーを通して教育活動をしていきたいと考えています。	整備に向けた検討の参考とします。 地域移行に伴う新しい部活動の在り方については、学校とも協議しながら検討します。	1 計画に意見を反映させるもの	次のとおり追加、修正を行う。基本計画案P2(2) スポーツに取り組む市民の拡大に、「さらに、国が進める、中学校における運動部活動の地域への移行などにも対応できるスポーツ環境の整備が求められている。」を追加。 P9整備方針の「次世代を担う子どもたちの体力向上、健全な成長に資する施設」を「・次世代を担う子どもたちの体力向上、健全な成長に資するとともに中学校における運動部活動の地域への移行などにも対応できる施設」に修正。

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
3	先日は意見交換会を設けていただきありがとうございました。職員の方々も遅い時間までお疲れ様でした。分かりやすい資料と進行でとても素晴らしい意見交換会でした。 現在、長男は笛吹高校サッカー部、次男は石和中学校サッカー部に所属しており、二人とも小学校一年生から石和サッカースポーツ少年団に所属しておりました。 二人がスポ少のところに署名活動を行った芝生グラウンドの整備が具体的となり、とてもうれしく思っております。<u>全てのサッカー少年（年齢問わず）のために一日も早い芝生グラウンドの完成を待ち望んでいます。</u> <u>ヴァンフォーレのレディーススクールに通っていますが、場所が山梨市役所なので。芝生グラウンドができた際には、女性向けのサッカー教室などがあると嬉しいです。</u> 意見交換会に参加するに当たり、早朝より夕飯の仕込みをし、時間を都合しましたが、参加できて本当に良かったです。終わる時間も早くて、長男の夕飯にも間に合いました。担当職員の皆様、ありがとうございました。	整備に向けた検討の参考とします。 女性向けのサッカー教室など、スポーツ教室の開催については、運営における企画の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	
4	「市民のための」多目的芝生グラウンドを市内各地に整備してください。 市民、特に子どもや高齢者が、運動競技に慣れ親しみ、健康の維持管理に役立ち、かつ安全にスポーツを楽しむことができる芝生グラウンドが身近な場所に整備されれば、スポーツをする・しないに関わらず、市民の憩いの場にもなり得ると思います。そのために必要な意見とその理由等を提出いたします。 その1 多目的芝生グラウンドの整備目的から「スポーツツーリズム」を外してください。 スポーツツーリズムのために整備しようとしている現行案の「3面のサッカー場整備」は、スポーツツーリズムであるがための必須要件を重視するあまり、本来の市民の要望であるところの「市民が怪我の心配をすることなくスポーツを楽しむことができる多目的芝生グラウンド」の趣旨から大きく逸脱したものになっていると思います。 1) 「市民のための」グラウンドなら、正式なサイズのサッカー場を同じ場所に複数整備する必要はありません 2) 大会などでの利用予約が入れば、そちらの予約を優先することが明白であり、市民が利用できません。 3) プロチームや大会利用のために、本来なら天然芝で整備できるグラウンドを多大なコストをかけて人工芝にしなければなりません。 4) スポーツツーリズムの宿泊施設として考えている石和温泉から近いところのみがグラウンド整備候補地になり、移動手段を持たない子どもや高齢者の多くは利用することができません。 5) 多目的芝生グラウンド整備による恩恵が一部の市民に限定されてしまうものに20億円もの資金を投入すること自体、いまコロナの影響で生活苦を強いられている市民が多い笛吹市の現状にそぐわないと思います。	利用想定は市民の利用を主として検討しています。市民の利用に当たっては、市外や県外のチームとの試合も含まれること、市民のスポーツへの参加機会の創出として、大会などの観戦なども考えられます。 その中で、本市の資源として地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、地域経済の活性化など地方創生にも貢献するものと考えます。 多目的芝生グラウンドの検討に当たっては、市民の競技力向上に寄与する、質の高い施設を整備することとし、日本サッカー協会などが定める競技規則を踏まえたコートの大きさを考えています。 施設利用については、ほかの社会体育施設と同様に、社会体育施設条例施行規則に基づき対応します。 芝生の種類については、サッカーの場合、日本代表やJリーグの試合などが行なわれるグラウンドは、天然芝でなければならず、それ以外は人工芝でも可能とされています。 天然芝は養生期間が必要で、年間を通した利用ができないこと、整備費だけでなく、整備後の維持管理費も含めたトータルコストでは人工芝の方が安価となることなどから、人工芝を導入することとしています。 既存の社会体育施設においても、利用者の多くは、施設までの移動手段として自動車を使用しています。 コロナ対策については、国や県が打ち出した支援策を整理した上で、国や県の支援が届かない方々、支援を手厚くする必要がある方々に手当てすることとして、市独自の支援を行ってきました。今後も、感染拡大の状況を踏まえ、必要な支援を行っていきます。	4 計画に意見を反映できないもの	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
5	その2 本来目的の「市民のための多目的芝生グラウンド」を<u>市内各所に整備</u>してください。 1) 旧町村ごとに、一ヶ所以上整備してください。 2) いまある広場・公園等を再整備した芝生グラウンドにすれば新規の土地購入コストを大幅に削減することができます。 3) 移動手段を持たない市民も平等に使うことができる、市民全員が喜ぶ芝生グラウンドにしてください。 4) 市内各地への芝生グラウンド整備は、非常時の際の防災拠点を中心に複数整備することにもつながります。	多目的芝生グラウンドにおける必要面数の検討に当たっては、既存施設での各競技団体の利用状況から試算を行い、さらに、中学校や高校の部活動での利用などが見込まれる中、3面が適切であるとしました。多目的芝生グラウンドを旧町村ごとに整備するには、検討している3面の2倍以上の7面が必要となるなど、現在の既存施設の利用頻度等からは、整備規模が過剰になると考えています。 本市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時々々の行政ニーズに応じて整備したものを引き継いだため、旧町村人口規模に対応した類似施設が複数存在しています。これら既存施設の将来更新費と財政の見通しについて比較を行ったところ、現状規模のまま維持管理していくことは不可能であることが分かったため、現在、公共施設の集約化、複合化、用途の変更、廃止等を計画的に進めています。 これらを踏まえ、旧町村ごとに同じ競技を対象に一定レベル以上の芝生グラウンドを整備することは、効率的、効果的ではないため、考えていません。 既存の広場や公園を芝生化することは、土の上で行う競技での利用ができなくなったり、市民の憩いの場所がなくなることになります。 既存の社会体育施設においても、利用者の多くは、施設までの移動手段として自動車を使用していることを踏まえた上で、市民の利用を主に基本計画の検討を進めています。 防災拠点については、既存施設の位置づけを踏まえ、地域防災計画の中でその活用について検討します。	4 計画に意見を反映できないもの	
6	その3 <u>人工芝ではなく天然芝のグラウンドにしてください</u> 1) 人工芝は、今問題となっているマイクロプラスチックの大きな原因のひとつです。 2) 人工芝は、一度敷いたら半永久的に使用できるものではなく、耐用年数は7年から10年と言われています。 3) 経年劣化した人工芝の上でサッカーやラグビーなどの激しいスポーツを行うと芝が抜けて禿げが生じることになります。 4) 抜けた芝はプラスチックごみになり、マイクロプラスチック汚染につながります。 5) 禿げた人工芝を修繕するには再度多額の費用が必要になるので、維持管理費軽減のための人工芝であったはずが結局は多重に費用がかさむことになります。 6) さらに全面張り替えを余儀なくされる10年後には、さらに多額の費用がかかる上に廃棄する人工芝は産業廃棄物として処理せざるを得ないので、廃棄にも多額の費用がかかります。 7) LCA的観点から検証すれば、人工芝は最悪の物質です。 また、それ以外にも人工芝は以下の問題も指摘されています。 8) 水はけが悪いとカビが生える可能性があります。 9) 人工芝は天然芝のように表面から水分を蒸発させて温度を下げることで、熱を吸収してしまいます。そのため真夏には70度近くになることもあり火傷の危険さえあるそうです。 10) プロ仕様の人工芝を敷いた場合、特別なスパイクの靴を履かないと使用することさえできないそうです。これでは「市民の誰もが利用できる」「多目的な芝生グラウンド」にはならず本末転倒です。 11) 人工芝ではなく、天然芝にすれば以上の問題点は全て解消される上に初期費用は約10分の1で済むことも特筆すべきことでしょう。	使用環境や使用頻度による部分張替えや経年劣化による全面張替えは人工芝だけでなく、天然芝でも必要となります。 天然芝のグラウンドを競技に適した状態に保つためには、適度な刈込や散水、肥料を与えることなどの日常管理が必要です。そのほか、地表に穴をあけ、芝生の根と土に酸素を送るエアレーション、芝生の発芽と根付きをよくするための目土（めつち）入れ、葉や茎の間にたまった堆積物を取り除くためのサッチングなどの定期整備も必要で、維持管理に手間がかかります。 一方、人工芝は、月1回程度のブラッシングで済み、日常管理は不要です。定期整備としても、人工芝や接合部の損傷などを1～2年ごとに調べる程度で済むとされています。 サッカーグラウンド1面に係る整備費と維持管理費を含めた30年間のライフサイクルコストは、人工芝の場合は約3億3,600万円、天然芝の場合は約5億5,400万円と試算しています。また、初期費用となる整備費については、排水工事など共通する部分を除いた整備費は、人工芝の場合は約1億1,600万円、天然芝の場合は約8,600万円と試算しており、人工芝と比べて天然芝の整備費が10分の1となるとは考えていません。 このように、ライフサイクルコストが人工芝の方が安価となること、また、天然芝は養生期間が必要で、年間を通した利用ができないことなどから、多目的芝生グラウンドにおいては、人工芝を導入することとしています。 カビの発生や芝生の表面温度の上昇など、整備段階で注意すべき点や環境問題への対応については、設計段階などにおける参考とします。 導入する芝生の種類は、プロ仕様ではなく、多目的芝生グラウンドは、普段の練習の場、競技力向上に寄与する施設などとして整備を検討しており、市民だれもが利用できる施設として検討しています。	4 計画に意見を反映できないもの(一部、今後の参考とする)	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
7	静岡県伊豆市で廃校の校庭に市民協働で天然芝を植えて、3,000平方メートルの多目的芝生グラウンドにした好事例があります。芝生の整備も、維持管理も地域住民がしています。 資金は県グリーンバンクから150万円、「八岳地域づくり協議会」というまちおこし地域団体から177万円の327万円。そのほとんどは芝刈り機や散水などの機器類の購入と新たな水道配管にかかった経費だそうです。維持管理は「八岳サポーターズ」という市民組織を立ち上げ、芝刈りや散水などの作業を交代で行っているとのこと。また維持管理実費は県グリーンバンク補助金と協議会から出ています。つまり市の予算を一切使っていません。芝生の整備と維持管理に地域住民が関わることで、より地域の方々が愛着を持って活用する芝生グラウンドになることはほぼ間違いないです。 人工芝のグラウンドは高額な上にマイクロプラスチック汚染につながり、廃棄の際にはその処分に多大な環境負荷がかかるために、今行政がしっかり取り組まなければならないSDGsの精神に反します。また、市内のたった一ヶ所に市民が使えないような芝生グラウンドを整備することに20億円も使うこと自体にたいへんな疑問を感じます。たとえその財源がふるさと納税からの拠出としても、です。そのようなお金があるのなら、いまフードパントリーで命を繋いでいる市民、生活苦に喘ぐ多くのひとり親・シングルマザー家庭などへの援助に回してください。 以下の5点が私の意見をまとめたものになりますが 1) 利用目的から「スポーツツーリズム」は外す 2) 市内に複数箇所、せめて旧町村ごとにひとつ以上の芝生グラウンドを整備 3) 元々ある広場や公園を活用して再整備する 4) 人工芝ではなく天然芝のグラウンドにする 5) 整備と維持管理にはできる限り地域の方々に関わっていただく 意見に加えて、書き連ねたその理由等も検討委員会の方々にぜひお読みいただいた上で、ご再考をお願いしたいと思います。	静岡県伊豆市の事例は、廃校となった小学校の校庭について、救急ヘリの発着時の砂ぼこりを抑えるとともに、様々なイベントができ、区民が集う憩いの場となるよう芝生化したもので、多目的芝生グラウンドとは目的が異なるものと考えます。	4 計画に意見を反映できないもの	
8	早期に子供たちがサッカーをできる芝生グラウンドを実現してほしいという要望を行ったスポーツ少年団、サッカー協会、スポーツ協会の一員としての立場からの意見です。 まず、今回の事業を進めるにあたり、笛吹市における過去の事例では、アリーナ建設をはじめ、市の財源を使い、市民のための公共施設を整備するといっても、要望している人、利益を得る側と、特に関心もなく、利益を享受できないと思っている人の意見の対立や敵対的な関係、分断が起こってきたように思います。私たちが望んでいるのは、子どもたち、市民が生き生きとサッカースポーツ活動ができる環境（芝生グラウンド）であり、市民の中に文化としてのスポーツを醸成していくことです。市民の対立や分断を招き、サッカー関係者、スポーツ関係者が、芝生グラウンドの必要性を感じない人たちからバッシングされることを望んでいるわけではありません。また、そのことにより、ますますサッカー嫌い、スポーツ嫌いな市民が生まれることを望んではおりません。そのために、<u>市民の皆さんが理解できる説明をしていただきたいと思います</u>と思います。	今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
9	以下、計画（素案）について、 1 目的について、「多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活 が送れるように整備するとともに、スポーツと観光を融合させ地域経済への波及効果 を目指す「スポーツ・ツーリズム」にも活用できるようにする。」とありますが、<u>芝生グラウンド整備の目的を市民の生活に根付いた文化意識の中にスポーツを定着させていくこと、市の生涯学習、文化財の保護・活用、生涯スポーツを含めたビジョンの中での明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。</u> 第二次笛吹市総合計画において、「スポーツ活動の推進として、市民が生涯にわたって健康に生活できるよう、スポーツを楽しみ、心身ともに健康 な生活を送ることができるスポーツ活動の環境整備と機会の創出に取り組み、…適切な指導を行える指導者育成に努めるもの」として、具体的な施策に「<u>生涯にわたりスポーツを実践できる環境の整備</u>」「<u>スポーツに親しむサービスの充実と指導人材の育成</u>」を掲げていること、<u>笛吹市スポーツ推進計画において「多目的芝生グラウンドの整備」を具体的取り組みとして掲げてていることなどを説明した方が</u> <u>良い</u>と思います。 当然、基本計画の掲げているものはこればかりではありませんから、対極的な意見も出てくるとは思いますが、「スポーツを通じて子供が大人になり、大人が生きがいや健康を求めて生涯を通じて日常の中でスポーツに接することができるようにすること」により、<u>市民文化としてスポーツを「する、みる、ささえる」環境を支援していくという市の姿勢を訴えてほしい</u>と思います。 市民からの要望があるからだけでなく、市としての理念、ビジョンの下にこの事業の必要性を説明し、理解を得てほしいと思います。	参考資料5ページには、多目的芝生グラウンドの整備に係る関連計画として「第二次笛吹市総合計画基本構想」「笛吹市都市計画マスタープラン」「笛吹市スポーツ推進計画」「第2次笛吹市健康増進計画」「笛吹市観光振興計画」「笛吹市公共施設等総合管理計画」「個別施設計画（社会体育施設）」について整理しています。	1 計画に意見を反映させるもの	P9整備方針に「「する」スポーツだけでなく、「みる」「支える」といった様々な関わり方でスポーツを楽しむ人を増やし、地域に根差したスポーツ文化の醸成につながる施設」を追加

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
10	2. コートの3面の根拠が曖昧です。 「練習利用に必要な面数は、既存グラウンドにおける利用団体の活動状況から、 サッカースポーツ少年団の利用がもっとも多く見込まれ、団体のその活動が全て多目的芝生グラウンドで行われる場合には、3 面が最適と試算した。」とありますが、「スポーツ団体、観光事業者などへのニーズ調査」「多目的芝生グラウンド整備における必要性の整理（まとめ）」では、「多目的芝生グラウンドの整備については、多様化する市民ニーズへの対応や質の高い競技環境の確保、大会・合宿練習の誘致などに大きな役割が期待され、複数面の整備が求められる。」とあります。 そもそも「多目的芝生グラウンド整備における必要性の整理（まとめ）」には、ニーズとして「アクセスしやすく多くの市民が利用できる施設が望まれている。」とあり、「多目的芝生グラウンドの整備に伴い、既存グラウンドとの利用のすみわけがされ、現在、高い利用状況にある既存のグラウンドも、利用しやすくなることが期待される。」とあることから、「団体のその活動が全て多目的芝生グラウンドで行われる場合」は想定されていません。現実的にもすべての活動が芝生グラウンドで行われるとは考えられないので、<u>試合、大会、スポーツ・ツーリズムを大前提にしていることが明白</u>になります。 3面の必要性は、大会開催などを想定し「2面以上のコートが必要との回答が得られた。」「4 面以上のコートを整備した場合、現状における各競技協会加盟団体等の既存施設の利用頻度を大きく上回ることとなり、施設整備の規模が過剰になるとされている」と説明されていて<u>3面の根拠となり得ていない</u>と思います。 市民の利用、求められるコート数は「2面以上」であり、諸々の状況、条件を整理する中で2面、又は3面を想定するという方が説明し、理解しやすいのではないのでしょうか。 ちなみに、P6のニーズ調査のまとめに「プロスポーツチーム等の定期的な利用の可能性がある。」として、「プロサッカーチームにおけるジュニアチームの練習場が不足しており、定期的な練習場として利用意向がある。」とありますが、「市内で活動する団体・スポーツ少年団などに対して、新たに多目的 芝生グラウンドができた際の活用意向や施設の機能などに対する要望についてアンケート調査を行った。」ものの中に「プロサッカーチームにおけるジュニアチーム」とあるのはスクールのことでしょうか。又は、県内の「プロサッカーチームにおけるジュニアチーム」はVFKのみと思いますが、<u>昭和町押原公園、八田河川敷グラウンドを使用しているものをこちらを活動場所に変える想定がある</u>ということでしょうか。説明が明確でないため、矛盾しているように感じてしまいます。	整備面数を検討するに当たって、本施設の主な対象競技と想定している、サッカー、グラウンドゴルフの各競技協会加盟団体等の数や所属人数などを基に、どの程度練習利用が可能かを算定しました。 仮定として、3面であれば想定団体の活動全てを多目的芝生グラウンドで行うことができると試算したほか、中学校や高校の部活動での利用、既存グラウンドではなかったラグビーでの利用、試合や大会などの利用などを踏まえ3面が望ましいとしました。 「既存グラウンドとの利用のすみわけ」に係る記述については、サッカーやグラウンドゴルフなどの競技での利用が、多目的芝生グラウンドに移れば、高い稼働率にある既存グラウンドの稼働率が下がり、結果としてほかの競技での利用がしやすくなることを意味しています。 「プロサッカーチームにおけるジュニアチームの練習場不足による、定期的な利用意向に係る記述については、多目的芝生グラウンドを整備した際における活用の可能性などの聞き取り調査で、U12やU15などのアカデミーの練習場が不足していることから、活用の意向がある旨の回答があったものです。	1 計画に意見を反映させるもの	P12(ア) コートの面数の「本施設に必要となるコートの面数については、各競技協会加盟団体等の練習利用と大会開催や合宿での利用に分けて検討した。練習利用に必要な面数は、既存グラウンドにおける利用団体の活動状況から、サッカースポーツ少年団の利用がもっとも多く見込まれ、団体のその活動が全て多目的芝生グラウンドで行われる場合には、3面が最適と試算した。 さらに、市内の中学校や高校などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、部活動などでの利用ニーズはさらに高まることが見込まれる。」を、「本施設に必要となるコートの面数は、対象競技として想定している各競技協会加盟団体等の練習利用のほか、大会開催や合宿での利用について検討した。練習利用に必要な面数は、まず、既存グラウンドにおける利用団体の活動状況から、団体のその活動全てが多目的芝生グラウンドで行われると仮定した場合、3面が必要になると試算した。 次に、既存グラウンドの利用団体以外の利用として、市内の中学校や高校などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、国が中学校における運動部活動の地域への移行を進めており、部活動などでの利用ニーズがさらに高まること、既存グラウンドの利用がなかったラグビー協会などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、整備後の利用が見込まれることを踏まえ、練習利用に必要な面数は3面が最適とした。」に修正。 基本計画案 参考資料P56、58も修正

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
11	3. 事業開発規模が、5haとなることは駐車場、その他付随施設を考えれば理解できるのですが、「あくまでも3面を前提にしていること」、既存施設の周辺開発について「十分な施設規模を有する施設が少なく、本施設の整備に必要となる規模の用地（5a）を確保しようとしても、住宅が近接し、敷地の拡大が難しいことや敷地の拡大が可能であっても、市民が利用しやすい場所に立地していない状況にある」とされていますが、<u>既存施設の検討が具体的に示されていないので理解されないのではないのでしょうか。</u> 過去の検討では、清流公園周辺が提案されていたように思います。農地転用の課題はありますが、市街地に近く、既に遊休農地となっているものもありますので検討し、<u>課題解決ができない理由を明確に</u>示していただいた方が良いと思います。 花鳥スポーツ広場は、既に2面分の用地がありますから周辺での拡大は可能ではないのでしょうか。周辺は農地であり、桃畑が多いため、桃ぶどう日本一のまちを謳う笛吹市としては農業振興との矛盾があるかと思いますが、<u>検討経過を示した方が良い</u>と思います。 さらに言えば、便益機能や施設配置図などからは<u>大会開催時の各参加チームの控え所や大会運営者のテント設置場所等が想定されている</u>ようには思えないのですが、1面をそうした場所に充てるというのであれば、そのような説明も必要ではないのでしょうか。当然そうすると3面を競技に充てることができなくなりますので、その旨の説明をしておいた方が良いと思います。	既存施設の芝生化は、平成27年度から平成29年度にかけて芝生のコートを1面整備することを前提に検討した経緯があります。 いずれの施設も、1面であれば、整備が可能との結果でしたが、複数面を整備するためには、敷地の拡大が難しいことや敷地の拡大が可能であっても、市民が利用しやすい場所に立地していない状況にあります。 さらに、芝生化することにより、土の上で行う競技で使うことができなくなるという課題もあり、整備につながりませんでした。 今回の検討では、複数面を整備することとし、整備候補地の選定に当たっては、市全域を対象とした上で、市民利用及び市民利用以外からの利用の視点から、条件を設定しながら段階的に進めてきました。その条件の一つとして、災害リスクの低い場所に整備することとし、浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外の場所を整備候補地のエリアとした結果、清流公園や花鳥の里スポーツ広場は対象エリアから外れました。 基本計画(素案)では、施設整備の概要が分かる範囲で検討をしており、練習利用や大会利用などで必要となる設備や機能など、詳細は今後検討します。	4 計画に意見を反映できないもの	
12	4. 候補地の選定についてですが、あまり具体的な位置は示して説明しにくいと思いますが、①金川の森北西部周辺エリアは、一宮国分寺後の周辺地域になり、遺跡、文化財の課題が生じるのではないのでしょうか。②みさかの湯周辺エリアは、まさに御坂地域の優良農地です。R20号からの進入路側にはすでに住宅や建造物が多く建っていてまとまった面積を確保することは難しいのではないのでしょうか。③笛吹八代スマートIC周辺エリアは、インター（上り線）北側になるかと思いますが、<u>いずれのエリアも農業振興との矛盾について説明を避けては通れません。具体的検討課題を明確にして説明していただく方が良い</u>と思います。	「桃・ぶどう日本一の郷」を標榜する本市にとって、果樹栽培を中心とした農業は基幹産業として、大変重要であると認識しています。 これまでも、圃場整備などの基盤整備を進めるとともに、農業塾を活用した担い手の発掘、確保と育成、農地の集約化、農業経営の安定化など、農業経営基盤の改善支援に取り組んでいます。 今後も「桃・ぶどう日本一の郷」を維持、発展させるために、これらの取組に努めていきます。 一方で、市は、子育てや高齢者福祉、学校教育、観光、定住・移住、防災、生活環境など、市民の皆様の生活にかかわる施策について、幅広く総合的かつ計画的に進める必要があります。 多目的芝生グラウンドは、市民のスポーツ活動を通した健康増進、子どもの体力向上などとともに、様々なスポーツで利用ができ、質の高い施設の整備を目指すもので、市の将来像を実現するためには、このような施策に取り組むことも重要です。 市有地や未利用地などの活用も検討しながら、整備候補地の選定を進めています。 具体的な整備候補地を決定した後、その候補地が抱える課題に応じて対応します。	3 今後の取組で参考にするもの	
13	5. 施設整備費は、他自治体の経費が15～16 億円程度となっており、これが基準となる旨が説明されていますが、<u>現状の物価高騰や建設資材の高騰などを考えると更に数億～10億規模の財源拡大も懸念されるもの</u>と思います。かつて、砂原橋では事業開始時の想定の倍の事業費になったと記憶していますが、そうならない保証はないのですから市民への説明も十分に行っておく必要があると思います。 また、<u>維持管理費に人工芝の更新費用が想定されていませんが</u>、その点についても説明に加えておく必要があると思います。	施設整備費及び維持管理費については、今後、精査します。	3 今後の取組で参考にするもの	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
14	6. 補助金・交付金等について、紹介されている補助金等については、重複して受けられないものもあるかと思しますので、すべてが適用されるものではないと思いますが、説明会ではふるさと納税をすべて財源に充てるかのような受け取り方がされていたように思います。ふるさと納税返礼品等の必要経費があること、計画では「寄附金として自治体の判断で自由に使うこともできる。」と説明されていますが、総務省HPには「ふるさと納税の使い道について、寄附した本人が用途を選択できるようになっている自治体もあります。」とあり、笛吹市のふるさと納税申込書には寄付金用途として6つの用途テーマが設けられています。実際にその用途に使われていないような状況があれば、笛吹市への寄付金の活用に疑問が呈されることとなります。<u>市民は、財源の使い道について関心を持っています。しっかりと説明ができるようにしてほしい</u>と思います。	まずは、国の補助金や交付金などを使いながら、市の財政負担の軽減を図ります。その上で、ふるさと納税で寄附いただいた寄附金を使って整備することを考えています。 ふるさと納税では、寄附者は、自らの寄附金の用途を、まちづくり寄附条例に規定される用途から、あらかじめ指定することとしており、ふるさと納税による寄付金は、まちづくり基金に積み立てています。 基本計画素案に掲げる整備方針は、まちづくり寄付金条例で定める用途のうち、「実り多い産業と人々が集うまちづくりを推進するための事業」、「環境にやさしく、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進するための事業」、「地域の将来を担う子どもたちの健全育成を推進するための事業」に、それぞれ合致するものと考えます。	2 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	
15	7. 民間活力活用については、市民目線での説明が望まれます。市内、県内、全国のどのような自治体で同様の施設への導入事例を示してください。民間の提案が施設の活用主体となった場合に市民の利用への影響がどのようにあるのかという点です。	県内では、甲府市の緑が丘スポーツ公園、昭和町の押原公園で指定管理者、県外では、石川県七尾市の和倉温泉運動公園多目的グラウンド、北海道函館市の函館フットボールパークで指定管理者、栃木県矢板市のとちぎフットボールセンターで民設民営といった事例があります。 行政の直営、指定管理者制度、PFIなど、各手法の特徴やメリット、デメリットなどを踏まえ、今後、本施設の整備や維持管理に適切な手法の検討を行います。	3 今後の取組で参考にするもの	
16	8. ジョギングコースがコート周りに設定していますが、先日の説明会では保護者応援等の簡易な観覧場所も想定しているといわれましたので、この<u>コース設定では不具合が生じる</u>と思います。 以上、老婆心ながら、3面ありき、ふるさと納税ありきではなく、市としてのスポーツ、文化振興の理念、ビジョンに基づく説明がされることを望みます。また、説明根拠はしっかりと整理して、事業推進の思いを裏付けていることが望まれます。 それは、何としても早期に子供たちが使える芝生のサッカーグラウンドを1面でも2面よいから実現してほしいからです。市民と対立しての時間がかかってしまうのではなく、現実的に実現できるように市民の理解を得てほしいのです。	ジョギングコース及び観客席の配置を含む整備の考え方は、設計段階で検討します。	3 今後の取組で参考にするもの	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
17	多目的グラウンド整備は、笛吹の子どもたちとスポーツ愛好家のために整備すべき。この立場に立って意見を述べます。 1 <u>スポーツツーリズムへの要望は無いに等しい</u> 競技団体アンケートや意見交換会では「整備反対」の声は皆無と言ってよい。しかし、スポーツツーリズムに関するコメントはほとんどありませんでした。関係団体からの要望も見られません。市は、整備推進の理由を「多くの団体からの要望」と強調しますが、スポーツツーリズムに関しては、具体的な要望が無いにも関わらず、検討の中心に座っているように思います。	施設整備の要望は、競技団体以外からも提出されており、その内容は地域経済の活性化に係るものとして施設の整備を望むものです。このような要望も重く受け止める中で、施設整備の目的の一つにスポーツツーリズムを含めています。	4 計画に意見を反映できないもの	
18	2 <u>スポーツツーリズム（大会、合宿）を前提に進められる検討</u> 素案では、「スポーツと観光を融合させ地域経済への波及効果を目指す「スポーツツーリズム」にも活用」と記述しています。この「にも」という表現は、市民利用が中心でスポーツツーリズムは副次的な位置づけであるという表明に他なりません。にもかかわらず、<u>施設規模や整備候補地などの検討はスポーツツーリズムを前提として進めています。</u>ついでに問いますが、「地域経済への波及効果」をどのように捉えているのでしょうか。提示されている計画では、経済的な効果は石和温泉とその周辺に限定されざるを得ないと思います。次項に述べるような取組のほうが多く多くの市民にその恩恵が行きわたり、地域の活力にもつながると思います。もう一つ大事な問題は<u>利用予約の在り方です。市民利用優先での運営となると、合宿利用における優先予約は有り得ません。市町村営（富士河口湖町営）の「くぬぎ平スポーツ公園サッカー場」の予約受付は、①町内住民：3か月前から、②町外在住者：2か月前から、となっています。これは当然の設定ですが、市民利用の隙間を縫っての合宿利用という設定では、合宿利用はどれだけ期待できるのでしょうか。</u>	多目的芝生グラウンドは、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるように整備することとし、市民の利用を主として検討しています。 施設規模についても、既存施設を利用する団体の利用頻度を満たすためには、3面が必要と試算しました。 施設利用については、ほかの社会体育施設と同様に、社会体育施設条例施行規則に基づき対応します。 経済波及効果については、ホテルや旅館に泊まる、その土地ならではの美味しいものを食べる、お土産を買う、バスやタクシーで移動するなど、様々なサービスを受けたり、商品を購入したりすることで生まれる直接的な効果のほか、食事に地元の農産物や果樹などが使用されたり、工芸品の土産物であれば、その材料や品物を提供する農林業や製造業などの生産が拡大されるといった間接的な効果があります。さらに、売り上げ増や生産拡大により、それらの産業で働く人たちの収入増や新たな雇用につながり、増えた給料などを今まで以上に消費活動に使うことで、さらに多くの産業に影響が及び、地域の消費が拡大することが考えられます。このように、経済波及効果は、特定の分野だけで完結するものでなく、様々な分野や産業に効果や影響をもたらすものであり、本市全体の活性化に役立つと考えます。	4 計画に意見を反映できないもの	
19	3 <u>スポーツツーリズムはその本旨に立って検討すべき</u> 話は横道に逸れますが、<u>巨費を投じてのスポーツツーリズムは、「時之栖」のような民間に任せる話であって、自治体が主導するのは、既存の資源を活用したスポーツツーリズムであり、そのような取組は20年以上も前から全国各地で取り組まれてきています。笛吹市でも桃の花マラソンや大蔵経寺マラソンなどに取り組んできています。最近の動きとして、「桃の花の下でキャンプ」などの新しい発想も生まれています。市民の知恵、職員の知恵を集めれば、新道峠「ツインテラス」の積極的な活用など様々なアイデアが出てくるはずです。</u>	本施設は、市民利用を主として検討を進めています。あわせて、スポーツツーリズムにも活用しながら、市の資源として地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、地域経済の活性化など地方創生にも貢献するものと考えます。	4 計画に意見を反映できないもの	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
20	4 <u>既存施設を活用すべき</u> スポーツツーリズム（大会、合宿）が大前提にされたことから、「コートは3面」「石和温泉から近距離」などの縛りがかかり、<u>既存施設の活用や学校グラウンドの芝生化などの議論がいつさい行われないうまま検討が進められています</u>。芝生施工技術の進展と実践の蓄積により、芝生グラウンドで野球やソフトボールも可能になっていることは関係者なら周知のことと思います。「ポータブルマウンド」さえ開発されています。野球やソフトボールの関係者とよく話し合うべきです。スポーツツーリズムの縛りを解き、野球やソフトボールもできるという共通認識ができれば、<u>花鳥、一宮、春日居、境川、スコレーでサッカーコート6面が確保できるのではないのでしょうか</u>。巨費を投ずるのではなく、既存グラウンドの芝生化に絞れば、スコレーの農村広場のような浸水危険地域での施工もありではないのでしょうか。ご承知とは思いますが、南アルプス市や富士川町には河川敷にサッカー場が設置されています。既存施設の活用により、多くの市民がより身近なところで芝生に触れ合うことができるようになります。	既存施設の芝生化は、平成27年度から平成29年度にかけて芝生のコートを1面整備することを前提に検討した経緯があります。 いずれの施設も、1面であれば整備が可能との結果でしたが、複数面を整備するためには、敷地の拡大が難しいことや、敷地の拡大が可能であっても、市民が利用しやすい場所に立地していない状況にあります。 さらに、芝生化することにより、土の上で行う競技で使うことができなくなるという課題もあり、整備につながりませんでした。 また、本市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時々々の行政ニーズに応じて整備したものを引き継いだため、旧町村人口規模に対応した類似施設が複数存在しています。これら既存施設の将来更新費と財政の見通しについて比較を行ったところ、現状規模のまま維持管理していくことは不可能であることが分かったため、現在、公共施設の集約化、複合化、用途の変更、廃止等を計画的に進めています。 多目的芝生グラウンドにおいても、旧町村ごとに同じ競技を対象に一定レベル以上の芝生グラウンドを整備することは、効率的、効果的ではないと考えています。 なお、野球場の仕様は、内野を土、外野を芝生としているのが一般的であることから、本市で検討している多目的芝生グラウンドとの親和性は低いと考えます。	4 計画に意見を反映できないもの	
21	5 <u>JFAや文科省の取組・方針をしっかり受け止めよう</u> サッカー協会関係者や教育関係者が何人も発言をしていたので、筋違いとは承知の上で、この場をお借りして申し上げます。発言された皆さんは、日本サッカー協会や文科省がどのような方針を掲げているのかは当然承知していると思います。 日本サッカー協会は、国際協議機関の一員に加えられたこともあり、SDGSや地球環境問題に積極的にコミットし、全国の学校などに呼びかけてグラウンドの天然芝化を進めています。一方、文科省は補助金を用意して学校の芝生化を進めています。 地球各地から猛暑が報じられ、食糧問題も喫緊の課題となっているとき、地球環境問題を一顧だにせず、優良農地を潰して人工芝のグラウンドを造ろうという計画に無批判に賛意を表明していいのでしょうか。単に維持費の観点から、この問題を素通りしていいのでしょうか。	日本サッカー協会は、学校の芝生化に取り組む一方で、競技に適した人工芝を埋設したグラウンド（ピッチ）を公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とした「JFAロングパイ ル人工芝ピッチ公認制度」を設けています。 今後の参考とします。	3 今後の取組で参考にするもの	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
22	6 <u>教育関係者は学校グラウンド芝生（天然芝）化の議論を</u> 前項に関連して、既存グラウンドの利用状況の中で、学校開放施設の利用状況に注目します。サッカー利用が目立ちますが、スポ少など子どもの利用なのか成人の利用なのか。いずれにせよ <u>サッカー利用が多い施設（学校）は、その芝生化を議論されてはいかがでしょうか。</u> もちろん、前述のように、野球などでも利用可能なので、彼らも交えて。教育関係者は、世界のトレンド、人類史的課題との関りで、そして何よりも子どもの健やかな成長の観点から、議論を深めることが求められていると思います。	学校の校庭を芝生化することは、社会体育施設としての多目的芝生グラウンドの整備と目的が異なるため、校庭の芝生化が必要な場合には別に検討します。	4 計画に意見を反映できないもの	
23	7 <u>ふるさと納税に「色」はついていない</u> 山下市長は、ふるさと納税の積み立てを使うから市民に負担はかけないかのような発言を繰り返していますが、ふるさと納税に「色」はついていません。もしそれを特別な分野に振り向けるというのであれば、議会や市民の意見が十分に反映されたものでなければなりません。	ふるさと納税では、寄附者は、自らの寄附金の使途を、まちづくり寄附条例に規定される使途からあらかじめ指定することとしており、ふるさと納税による寄附金は、まちづくり基金に積み立てています。 基本計画素案に掲げる整備方針は、まちづくり寄附金条例で定める使途のうち、「実り多い産業と人々が集うまちづくりを推進するための事業」、「環境にやさしく、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進するための事業」、「地域の将来を担う子どもたちの健全育成を推進するための事業」に、それぞれ合致するものと考えます。	4 計画に意見を反映できないもの	
24	8 <u>ふるさと納税を文化方面にも振り向けるべき</u> あえて言うなら、ふるさと納税のストックを、「スポーツ文化」だけでなく、本来の「文化の振興」「子どもたちの教育環境の充実」にも振り向けるべきです。 <u>青楓美術館の存廃に関係者が頭を痛めています</u> が、現在津田青楓の図案画などが東京の松涛美術館に貸し出されるなどその評価が高まっています。市は、収蔵品を水害危険地帯の春日居郷土館に移すとしていますが、このような対応は誠に恥ずかしいことです。この際、死蔵されている穴山勝堂の作品や飯田蛇笏・龍太の資料を展示する方途を併せ検討すべきです。ふるさと納税のストックの一部を振り向けてはいかがでしょうか。スポーツと文化、両面併せた香り高いハートフルタウンづくりを進めるべきです。	まちづくり寄附金条例で定める使途を踏まえ、現在もまちづくり基金の積立金を財源に充てて、文化の振興や教育環境の充実のための事業を行っています。 青楓美術館については、現在、青楓美術館運営協議会に美術館寄附者の親族を加えた中で、青楓美術館の春日居郷土館への機能集約について、協議しています。	4 計画に意見を反映できないもの	
25	9 <u>市民多数の納得が得られるまで意見交換を</u> 6月末から7月にかけて3回の意見交換会が行われましたが、この時期は、桃出荷の最盛期で、農家には参加し難い時期の設定です。整備候補地が3か所提示されていますが、いずれも優良農地。農家や農業関係者の意見を聴くことが何よりも重要です。農家の繁忙期を過ぎた時期に改めて開催し、市民多数の納得が得られるまで意見交換を継続すべきです。	より多くの市民の皆様に、意見交換会に参加していただけるよう開催回数を3回としました。	5 その他 (感想等)	

No.	提出された意見	意見に対する考え方	結果	計画案への記載内容
26	「子ども達にみどりの芝生を！」と「スポーツツーリズム」は分けて考えた方が 良いと思います。子ども達やみどりの芝生を⇒これは大変良いことです。市民や 子どもの健やかな発達や憩いの場の提供は大切です。そこで、市民にとって使い 勝手の良い施設とは何か。 1身近で（遠くに行くことは大変）2安くて 3手続きが簡単で 4安全に 5安く（既存施設の隣接地へ作る・天然芝で・何か所かに作る）等で しょうか。関係者に使い勝手の良い施設とはどんなことか、さらに聞き取るこ とも良いのではと思います。 もう一つ、スポーツツーリズムのことで、 <u>どんな大会を、年間何回くらい開催するのか。</u> <u>それに伴い、どれくらいの人数を温泉地に呼び込める見込みであるのか、試算が</u> <u>あれば教えてください。</u> 笛吹市の活性化はとても大切ですので、このスポーツ施設との相乗効果を狙うの ではなく、本格的なまちの将来像を検討することが良いと思います。 例えば、石和はリハビリ病院の多い温泉地ですので、車いすなど障がい者にも優 しい温泉地（共生社会の実践、人権感覚の高い温泉地、多様性者かいの実現、 ジェンダー平等、今の情勢を先取りする温泉地としてアピールすることはどうで しょうか。） <u>温泉と健康づくりとコラボさせることはどうでしょうか。</u> 温泉に入り、心と体を癒しながら、健康になる、健康度合いを知ることができる などはキャッチフレーズにならないでしょうか。 健康づくりのために、フレイルの取組を生かし発展させることも重要。 <u>健康のために、1運動、2食べる取組、3交流【農家との交流など】</u> <u>この3点を大いに発展させるということはどうでしょうか。</u>	現時点で、市内には芝生のグラウンドがないため、大会の開催回数 や大会参加に伴う宿泊者数の具体的な見込みは立てていません。 毎年8月に石和温泉旅館協同組合が、石和温泉に宿泊することを前 提としたスポーツイベントとして、ソフトボール大会を実施し、平成 30年は950人、平成31年は700人が参加しています。 芝生グラウンドが整備されれば、このようなイベントの開催も可能 になると考えます。 温泉と健康づくりを組み合わせた取組については、市でも過去に行 いましたが、ニーズは高くありませんでした。地域の活性化には様々 な方法がありますので、今後の参考とします。	4 計画に意見を 反映できないも の	

資料 2 導入する施設等

便益機能について

トイレについては、クラブハウス内のほか、屋外にも整備する。

付加機能について

付加機能については、第 4 回検討委員会で、コート周囲を利用したジョギングコースの整備を検討することとし、ほかの設備や機能については、利用頻度や整備に伴う費用などを勘案しながら、整備の必要性を検討するとしたことを踏まえ、整備の方向性を次のとおりとする。

提案のあった設備や機能など	整備の方向性
ハイブリッド芝生	整備する芝生を「人工芝」としたことから、導入しない。
全自動の芝刈り機	整備する芝生を「人工芝」としたことから、導入しない。
軽運動ができるホール	クラブハウス内に整備する会議室や研修室を利用して、軽運動などができるよう、基本設計の段階で検討する。
保健室(救護室)	競技中に生じたけがなどに対する応急処置については、所属団体や大会の主催者が必要な体制を整えることを前提とする。 けが人や急病人の一時的な静養などに対応できるよう、必要な備品などを備える（専用室は備えず、クラブハウスの会議室などを利用する）。
地域の人たちと交流できる飲食スペース又は売店	市外からの施設利用者と地域の人とが交流する機会などで使用するスペースについては、会議室や研修室の利用を前提とする。 売店については、施設の運営上、負担となることが懸念されるため、設置しない。 飲食を可能とするスペースは、基本設計の段階で検討する。
観客席	大会の開催時だけでなく、練習での利用時にも、一定数の観戦があると見込まれるため、設置するコートや観客席の必要数を見極めながら、整備することとし、詳細は基本設計の段階で検討する。
電光掲示板	本施設は、市民利用のほか、身近な大会の開催や合宿などでの利用を想定しており、全国大会等

	の利用については想定していない。そのため、全国大会などで求められる大型の電光掲示板は整備せず、利用想定に応じた設備を整備する。
コートをし切るネット	施設配置、コート間の近接度合いを踏まえ、必要に応じて防球ネットを整備する。
子どもたちが遊べる場所、散策などが可能な広場	子どもたちが遊べる場所については、市内における他の施設での整備状況、整備候補地の面積、形状などを踏まえ、基本設計の段階で検討する。 整備を検討することとしているジョギングコースで、散策なども可能となるため、散策のための施設整備はしない。
3人制バスケットボールやスケートボードなど「新たなスポーツ」に対応した施設	年齢を問わず多くの市民が多様なスポーツを楽しんでもらえるよう、新たなスポーツに対応した施設を整備する。

資料3 整備候補地として「望ましいエリア」の選定について

1) 選定の考え方

- ・ 整備候補地として「望ましいエリア」については、3か所の「想定エリア」の中から選定することとし、14項目の評価指標について、重要度の高い評価指標の配点を高くする中で、評価結果を点数化する。

14項目の評価指標のうち、市民やスポーツ・ツーリズムでの利用、施設整備に伴う財政負担の軽減などの観点から、「自動車でのアクセス」、「市内中学校からの距離」、「宿泊先からのアクセス」、「既存インフラの活用（上水道、下水道）」、「農振農用地区域の除外」についての配点を各10点とし、ほかの評価指標の配点を5点とする。

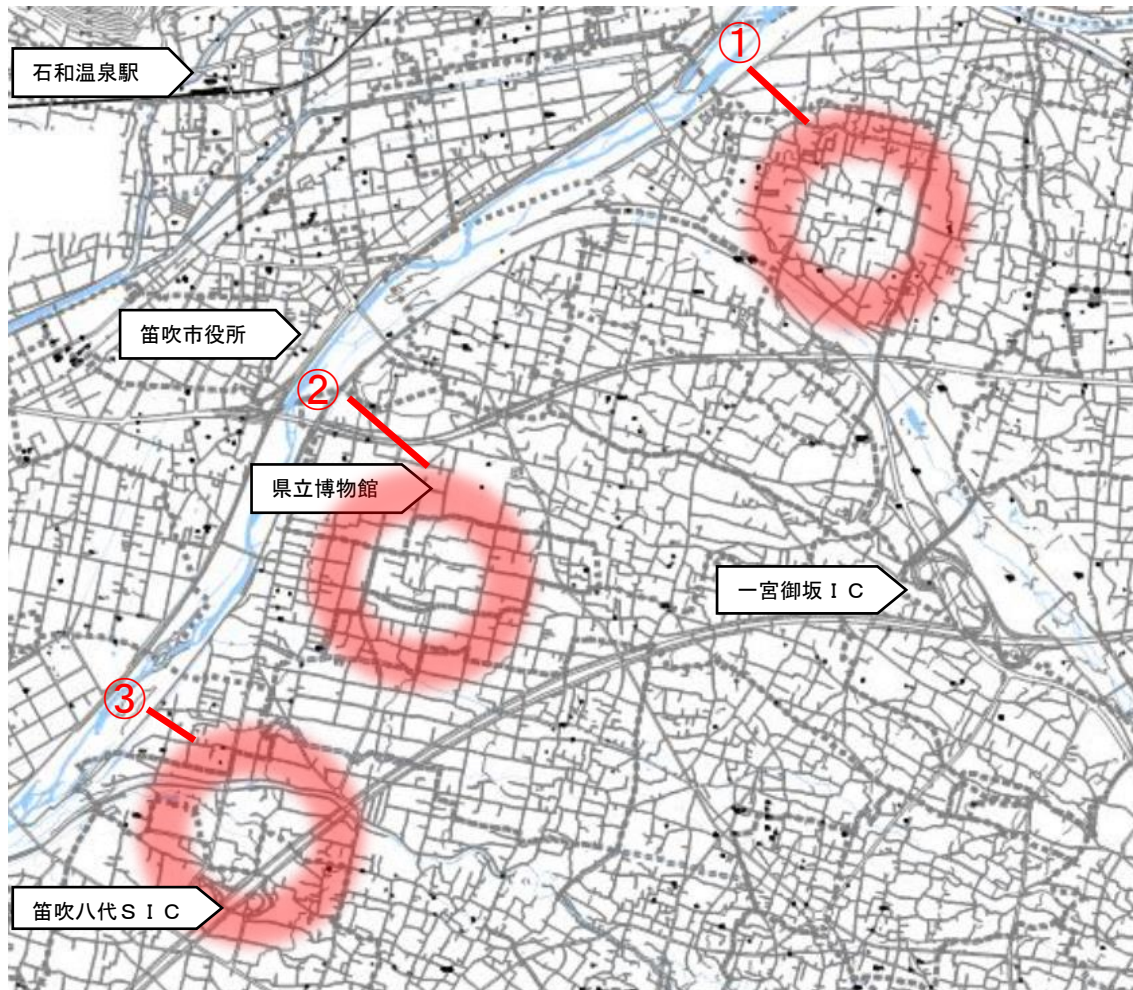
また、評価指標ごとに3か所の想定エリアを、◎、○、△の3段階で評価することとし、評価に応じ、◎は1.00、○は0.75、△は0.50の係数を設ける。

評価指標ごとの配点に、3段階評価による係数を乗じて、各評価指標における得点を算出した上で、14項目の評価指標の得点の合計が最も高い想定エリアを、整備候補地として「望ましいエリア」として選定する。

		評価指標	配点
利用しやすさ	1	自動車でのアクセス	10
	2	市内中学校からの距離	10
	3	高速道路のICからのアクセス	5
	4	駅からのアクセス	5
	5	周辺バス路線の充実	5
	6	周辺商業施設の充実	5
スポーツ・ツーリズムへの寄与	7	宿泊先からのアクセス	10
	8	観光振興に寄与する施設との近接性	5
財政負担の軽減	9	土地の傾斜	5
	10	既存インフラ 上水道	10
	11	の活用 下水道	10
法律等による施設整備への影響など	12	農振農用地区域の除外	10
	13	埋蔵文化財包蔵地の状況	5
	14	周辺環境への影響（光害、騒音等）	5
合計			100

図 整備候補地の「想定エリア」

- ①：金川の森北西部周辺エリア
- ②：みさかの湯周辺エリア
- ③：笛吹八代スマートIC周辺エリア



2) 3か所の想定エリアの評価

			判断の視点	①：金川の森北西部周辺エリア	②：みさかの湯周辺エリア	③：笛吹八代スマートIC周辺エリア
利用しやすさ	自動車でのアクセス		1	国道、県道などの幹線道路からアクセスしやすい場所にあるか	◎国道20号から直線で約1km以内にある。 エリア内に県道が通っている。	◎国道20号から直線で約2km以内にある。 エリア内に県道が通っている。
	市内中学校からの距離		2	中学校の部活動で利用しやすい場所にあるか	○5つの中学校を結んだ区域の中で、北東部に位置し、南部の中学校からは利用しづらい。	○5つの中学校を結んだ区域の中で、南西に位置し、北東部の中学校からは利用しづらい
	高速道路のICからのアクセス		3	県外などからの利用に対し、アクセスしやすい場所にあるか	○一宮御坂ICから直線で約2km以内にある。	◎笛吹八代SICから直線で約1km以内にある。
	駅からのアクセス		4	石和温泉駅及び春日居町駅からアクセスしやすい場所にあるか	◎石和温泉駅から直線で約3km以内にある。 春日居町駅から直線で約3km以内にある。	△石和温泉駅から直線で約4km以内にある。 春日居町駅から直線で約6km以内にある。
	周辺バス路線の充実		5	周辺にバス路線があり、利便性が高いか	○エリア内に、1路線ある。	◎エリア内に1路線、直線で約1km以内に1路線ある。
	周辺商業施設の充実		6	周辺にスーパーやコンビニなどがあり利便性が高いか	◎スーパー1店舗、コンビニ5店舗から直線で約1km以内にある。	○周辺にスーパーはない。コンビニ2店舗から直線で約1km以内にある。
スポーツ・ツーリズムへの寄与	主な宿泊先からのアクセス		7	石和温泉郷から、アクセスしやすい場所にあるか	◎石和温泉郷の中心部から直線で約2km以内にある。	△石和温泉郷の中心部から直線で約4km以内にある。
	観光関連施設との近接性		8	観光振興への相乗効果が期待できる施設が周辺にあるか	○近接に山梨県森林公園金川の森、約2km圏内に国分尼寺跡、春日居郷土館・小川正子郷土館がある。	○約1km圏内に八代農産物直売所、約2km圏内に市営みさかの湯、山梨県立博物館がある。
財政負担の軽減	土地の傾斜		9	土地の起伏や傾斜による工事への影響	○整備の可能性が考えられる一団の土地について、等高線における高低差は5m程度である。	○整備の可能性が考えられる一団の土地について、等高線における高低差は5m程度である。
	既存インフラの活用	上水道	10	活用できる上水道の整備状況	△整備済みだが、水量確保が難しい地域のため、水源や配水管等の整備が必要となる場合がある。	◎整備済みで、水量・水圧も問題はない。
		下水道	11	活用できる下水道の整備状況	△整備済みだが、未耐震のため、約1kmの耐震化工事が必要となる可能性がある。	◎整備済みで、耐震化もされている。
法律等による施設整備への影響など	農振農用地区域の除外		12	農振農用地区域から除外することによる周辺農地への影響	◎2方向が県道や一級河川に面し、宅地も点在していることから、農振除外による周辺農地への影響は比較的小さい。	◎2方向が県道や一級河川に面し、宅地も点在していることから、農振除外による周辺農地への影響は比較的小さい。
	埋蔵文化財包蔵地の状況		13	埋蔵文化財包蔵地による事業執行への影響	△このエリアの遺跡は、これまでに周辺で行われた発掘調査の結果から、遺跡が高密度に存在すると見込まれる。 遺跡の範囲内で、切土や幅1mを超える掘削を伴う工事を行う場所は事前発掘が必要になる。この場合、事前発掘に相当の期間及び費用が必要となる。	△このエリアには遺跡があるが、これまでに、周辺で発掘調査を行ったことがないため、試掘調査で遺跡の密度を把握する必要がある。 仮に、遺跡が高密度にある場合、事前発掘に相当の期間及び費用が必要となる。
	周辺環境への影響（光害、騒音等）		14	夜間照明による光害や騒音等、周辺の住生活への影響	○農家が点在しているものの、農地も多く、市街地に比べ光害、騒音等の影響は少ない。	○農家が点在しているものの、農地も多く、市街地に比べ光害、騒音等の影響は少ない。
評価結果				◎：5 ○：6 △：3	◎：5 ○：8 △：1	◎：4 ○：7 △：3

3) 整備候補地として「望ましいエリア」の選定

3か所の想定エリアの評価を得点化した結果は、次のとおり。

その結果、「②みさかの湯周辺エリア」、「①金川の森北西部周辺エリア」、「③笛吹八代スマート IC 周辺エリア」の順で評価が高かったことから、整備候補地として望ましいエリアは「②みさかの湯周辺エリア」とする。

なお、今後、整備に向けた検討の妨げとなる要因や障壁が見つかり、「②みさかの湯周辺エリア」以外の場所を整備候補地として検討する必要がある場合には、「①金川の森北西部周辺エリア」、「③笛吹八代スマート IC 周辺エリア」を、整備候補地として検討する。

係数 ◎ : 1.00 ○ : 0.75 △ : 0.50

		評価指標	配点	①金川の森北西部 周辺エリア		②みさかの湯周辺 エリア		③笛吹八代スマート IC 周辺エリア	
利用しやすさ	1	自動車でのアクセス	10	◎	10	◎	10	○	7.5
	2	市内中学校からの距離	10	○	7.5	◎	10	○	7.5
	3	高速道路の IC からのアクセス	5	○	3.75	○	3.75	◎	5
	4	駅からのアクセス	5	◎	5	○	3.75	△	2.5
	5	周辺バス路線の充実	5	○	3.75	△	2.5	◎	5
	6	周辺商業施設の充実	5	◎	5	◎	5	○	3.75
スポーツ・リゾムへの寄与	7	宿泊先からのアクセス	10	◎	10	○	7.5	△	5
	8	観光振興に寄与する施設との近接性	5	○	3.75	○	3.75	○	3.75
財政負担の軽減	9	土地の傾斜	5	○	3.75	○	3.75	○	3.75
	10	既存インフラの活用	10	△	5	◎	10	◎	10
	11	上水道 下水道	10	△	5	◎	10	○	7.5
法律等による整備の影響など	12	農振農用地区域の除外	10	◎	10	○	7.5	◎	10
	13	埋蔵文化財包蔵地の状況	5	△	2.5	○	3.75	△	2.5
	14	周辺環境への影響（光害、騒音等）	5	○	3.75	○	3.75	○	3.75
合計(100点満点)				78.75		85		77.5	

資料4 想定する事業スケジュールについて

施設整備については、基本計画策定後、基本設計、実施設計、法令に基づく関係機関との協議、用地取得などを経て、工事着手となる。

各段階で要する期間は、基本設計及び実施設計に 18～24 か月、法令に基づく関係機関との協議に 12～18 か月、用地取得に 12～15 か月、工事期間に 18～24 か月が見込まれる。

各段階の実施時期などを示す事業スケジュールについては、具体的な整備候補地の決定を踏まえた基本計画において示すこととする。

笛吹市多目的芝生グラウンド整備 基本計画（案）

（修正箇所抜粋）

(1) スポーツ活動を通じた健康の増進

スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠とされている。

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、市民の健康の増進を図るために、市民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備が求められている。

(2) スポーツに取り組む市民の拡大

社会体育施設を主に利用している市スポーツ協会及びスポーツ少年団の登録人数は、近年、減少傾向にある。

今後もさらに、人口減少や少子高齢化に伴い、スポーツに取り組む市民の減少も見込まれることから、健康づくりのための運動から競技スポーツまで、多様化する市民ニーズに対応することなどにより、スポーツに取り組む市民の拡大に努める必要がある。

さらに、国が進める、中学校における運動部活動の地域への移行などにも対応できるスポーツ環境の整備が求められている。

(3) 子どもの体力向上

体力は、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものであり、子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながる。

本市では、令和元年度に行われた、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、運動習慣や運動能力について、全国の値を下回っている項目があり、子どもの適度な運動習慣の確立とバランスの取れた体力の向上が求められている。

(4) 多様な競技への対応

合併した本市では、多くの社会体育施設を有しているが、グラウンド施設については、全てが土であり、芝生の上で行うことが望ましいとされるスポーツ競技に対応できていない。

そのため、多様なスポーツ競技で利用できるグラウンドの整備はもとより、競技力の向上に寄与する、質の高い施設の整備が求められている。

(5) 地域資源を活かしたスポーツ・ツーリズムの振興

多目的芝生グラウンドの整備については、スポーツ競技はもちろんのこと、教育、福祉、行政区など多様な主体の行事やイベントなどの、市民利用のほか、大会や合宿練習の誘致など、地域経済への波及効果をもたらす「スポーツ・ツーリズム」にも活用していくことで、訪れた人に本市を知ってもらい、興味を持ち、住んでもらう、移住・定住のためのきっかけとしても、重要な役割が期待される。

3 整備方針

施設整備の目的及び多目的芝生グラウンド整備における必要性の整理から、笛吹市多目的芝生グラウンド（以下「本施設」という。）の整備理念及び整備方針を、次のとおりとする。

■本施設の整備理念及び整備方針

整備理念

地域づくり・まちづくりの核として、市全体でスポーツ活動の推進
や地域活性化を目指す

整備方針

健康づくりから競技スポーツまで多様な市民ニーズに対応した施設整備

- ・市民の心身の健康づくり、体力向上に資することで、生きがいの創出と交流の場となる施設
- ・「**する**」スポーツだけでなく、「**みる**」「**支える**」といった様々な関わり方で**スポーツを楽しむ人を増やし、地域に根差したスポーツ文化の醸成につながる施設**
- ・次世代を担う子どもたちの体力向上、健全な成長に資する**とともに中学校における運動部活動の地域への移行などにも対応できる施設**
- ・普段の練習の場とするとともに、夢や目標を持ち、それを実現しようとする市民の競技力向上に寄与する、質の高い施設

スポーツを通じた地域の活性化につながる施設整備

- ・大会の開催やスポーツ合宿の誘致などのスポーツ・ツーリズムにも活用することで、地域の活性化に資する施設
- ・スポーツ・ツーリズムを通じた地域資源の有効活用、交流人口の拡大、地域の新たな価値の創出につながる施設

利用しやすく、安全で安心な施設整備

- ・本施設での競技の利用だけでなく、教育、福祉、行政区など多様な主体の行事やイベントなどでも活用できる施設
- ・子ども、高齢者、障がい者など、だれもが安心して利用できる、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設
- ・災害時の一時的な避難場所などとしても活用できる施設

5-2 導入する施設等の詳細

(1) 運動機能

ア 多目的芝生グラウンド

サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ゲートボールなど、多様なスポーツに対応した芝生グラウンドを整備する。



参考資料 8 参照

(ア) コートの面数

本施設に必要となるコートの面数は、対象競技として想定している各競技協会加盟団体等の練習利用のほか、大会開催や合宿での利用について検討した。

練習利用に必要な面数は、まず、既存グラウンドにおける利用団体の活動状況から、団体のその活動全てが多目的芝生グラウンドで行われると仮定した場合、3面が必要になると試算した。

次に、既存グラウンドの利用団体以外の利用として、市内の中学校や高校などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、国が中学校における運動部活動の地域への移行を進めており、部活動などでの利用ニーズがさらに高まること、既存グラウンドの利用がなかったラグビー協会などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、整備後の利用が見込まれることを踏まえ、練習利用に必要な面数は3面が最適とした。

大会開催や合宿での利用については、スポーツ協会や旅行代理店などに対して行ったヒアリングから、大会の効率化や試合を待つチームのウォーミングアップ等に利用する空間の確保、合宿利用は複数チームが集まって試合を行う形式のものにニーズがあることなどから、2面以上のコートが必要との回答が得られた。

一方、4面以上のコートを整備した場合、現状における各競技協会加盟団体等の既存施設の利用頻度を大きく上回ることとなり、施設整備の規模が過剰になることも考えられる。

以上のことから、多くの市民が利用し、大会の開催や合宿の誘致などにも対応できる施設とするため、コートの面数は3面とする。

(イ) コートの形態及び構成

芝生グラウンドの利用ニーズ、多様な種目への対応、大会などでの利用などを考慮し、ラグビー規格のコート1面、サッカー規格のコート2面を基本構成とする。整備候補地の規模によって、ラグビー規格のコート2面、サッカー規格のコート1面の構成も検討する。

(ウ) コートの配置

コートは、競技中に利用者が太陽光を直視しないで済む方向に設置することが望ましいとされているため、コートの配置は、長辺を南北方向に設置することを基本として、整備候補地に合わせて検討する。

また、効率的な維持管理のため、各コートを隣接して配置することを基本とする。

笛吹市多目的芝生グラウンド整備 基本計画（案）

参考資料

（修正箇所抜粋）

（４）練習利用の頻度の試算から見た望ましい整備面数のまとめ

- ・平日午前の利用を想定したグラウンドゴルフ部については、コート３面の利用で既存施設の平均利用頻度週２.２回と同程度（週２.１回）の水準を満たすことができる。
- ・平日夜の利用を想定したサッカー部については、コート１面の利用で、現在の既存施設の平均利用頻度週１回を満たすことができる。
- ・平日夜と休日の利用を想定するサッカースポーツ少年団については、コートの整備面数を２面とした場合、１週あたり平日夜０.８回及び休日１.１回、合計１.９回の利用が可能と考えられるが、既存施設における１週あたりの平均利用頻度２.８回を満たすことができない。コートの整備面数を３面とした場合、１週あたり平日夜１.５回及び休日１.７回、合計３.２回の利用が可能と考えられ、既存施設における１週あたりの平均利用頻度２.８回よりも多くの利用が可能となる。さらに、コートの整備面数を４面とした場合には平日夜２.２回及び休日２.２回、合計４.４回、５面整備した場合には平日夜３.０回及び休日２.８回、合計５.８回の利用が可能となり、現在の既存施設における平均利用頻度を週２回から３回程度上回ることでとなる。

（５）市内の既存施設を利用していない団体等の練習利用見込み

- ・既存グラウンドの利用団体以外利用として、市内の中学校や高校などからも多目的芝生グラウンド整備の要望がある。国が中学校における運動部活動の地域への移行を進めており、部活動などでの利用ニーズがさらに高まることが見込まれる。
- ・既存グラウンドは土であり、既存グラウンドの利用が難しいラグビー協会などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、整備後の利用が見込まれる。

3) 合宿時に必要とする多目的芝生グラウンドの必要面数

- ・合宿時に必要とするコートの面数は、旅行代理店に行ったヒアリングから想定する。予約の取りやすさや合宿の内容に、複数チームでの試合が含まれているものにニーズがあることから、合宿誘致を行う際には、各社ともに **2 面以上必要**という回答であった。

■旅行代理店へのヒアリングによる必要コート面数

	合宿誘致に必要とする面数	理由
旅行代理店A	少なくともコートの面数は、2 面必要。	予約が取りやすいように。
旅行代理店B	コートが 2 面以上必要。	—
旅行代理店C	コートが 2 面以上必要。	—
旅行代理店D	コートの面数は最低でも 2 面必要で、3 面又は 4 面ほしい。4 面あると宿泊人数も 600 人位を見込める。	合宿利用は、複数チームが集まって試合を行う形式のものが aumentando いるため、複数面のコートが必要になる。1 面だけでは単独の団体になりやすい。

4) 本施設に必要となるコートの面数

- ・本施設に必要となるコートの最低面数は、練習利用で 3 面以上、大会や合宿利用には 2 面以上となる。
- ・練習利用に必要な面数は既存グラウンドにおける利用団体の活動状況から、サッカー・スポーツ少年団の利用がもっとも多く見込まれ、その活動が全て多目的芝生グラウンドで行われる場合には、3 面と試算している。
- ・これ以外に、市内の中学校や高校などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、部活動などでの定期的な利用が見込まれる。また、既存グラウンドでの利用がなかったラグビー協会などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、整備後の利用が見込まれる。
- ・3 面のコートを整備するとしても、平日午後における利用は、あまり高くないと考えられる。さらに、**4 面以上のコートを整備した場合**、現状における各競技協会加盟団体等の既存施設の利用頻度を大きく上回ることとなり、**施設整備の規模が過剰**となることも考えられる。
- ・以上のことから、多目的芝生グラウンドにおけるコートの整備面数は 3 面が望ましい。

第6回笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会

議事報告

開催日時：令和4年8月3日（水） 午後7時30分 開会

開催場所：笛吹市役所本館 3階 302会議室

出席者：佐藤委員、小山委員、笠野委員、大川委員、川崎委員、尾澤委員、
村松委員、細川委員、小澤委員（副市長）、
返田総合政策部長、小澤政策課長、政策推進担当 荻原、石原、渡邊、田村
ランドブレイン株式会社 田中、斉藤

欠席者：廣瀬委員、河野委員、近藤委員

傍聴人：なし

【進行：政策課長】

1 開会

2 委員長あいさつ

先日、多目的芝生グラウンドに係る意見交換会が3回に渡り開催され、私はそのうちの2回に出席した。参加した市民の皆さんからは様々な意見が寄せられ、個人の感想としては、多くの方が、芝生グラウンドの整備に対して非常に期待しているという印象を受けた。今回の検討委員会は、意見交換会及びパブリックコメントの結果なども議題となっている。皆様から忌憚のない意見をいただきたい。

3 議事

(1) 意見交換会及びパブリックコメントの結果について

（資料1-1、1-2、5-1、5-2）

事務局からの説明後、質疑応答を行い、一部内容を修正することとした。

【質問意見等】

（笠野委員）

資料1-1及び1-2は、市民に公開するのか。

（事務局）

そのとおり。

（笠野委員）

全体的に丁寧な説明が記載されており、全て賛成である。

2点確認したい。まず、資料1-1の12番、13番の意見に対する考え方ところで、「既存の社会体育施設を、順次専門性の高い施設に変えていき、各競技

の拠点にしていく考えがある」と書かれているが、これは市として具体的な構想があるということか。

(事務局)

現時点では、公的な文書にまとめた具体的な構想や計画があるわけではないが、意見交換会冒頭の市長あいさつでも、将来的な展望としてこうした考えを持っているということを述べている。既存のグラウンドは、全てが土のままであるが、様々な競技で使用されており、高い稼働率になっている。多目的芝生グラウンドを整備することにより、芝生の上で行う競技の利用はそちらに移るため、既存グラウンドの稼働率は一定程度下がり、多目的芝生グラウンドと既存グラウンドのすみ分けがされていくと考えられる。そういった点からも、既存のグラウンド等を、順次、専門性の高い施設に変えていくという構想である。

(笠野委員)

内容はよく理解できる。資料の書き方からは、既に市が具体的な計画を持っているように認識される可能性があるので、注意が必要だと思う。

もう1点、パブリックコメントについて、全体的にスポーツツーリズムが悪いかなのような意見が目立つが、これは認識の違いだと思うので、もう少し説明が必要だと感じた。資料1-2の4番の意見に対する考え方については、「利用想定は市民の利用を主として検討しています。市民の利用に当たっては、市外や県外のチームとの試合も含まれること、市民のスポーツへの参加機会の創出として、大会などの観戦なども考えられます。」としている。この部分に、例えば、大会などの場合は観戦や運営ボランティアでの参加など、見る・支えるという方法もあるということをしっかり記載し、スポーツツーリズムという言葉はそれらを含む意味合いがあるということを理解してもらうことが大事だと思う。

(委員長)

スポーツを見る・支えるという行為を含めて市民参加であるという理解で良いか。

(笠野委員)

そのとおり。

(委員長)

市民利用とスポーツツーリズムが対立する概念かのように受け取られている印象はある。見る・支えるということも含めてスポーツ文化であり、スポーツを地域の中で育むものであるということを強調すると良いかと思うがどうか。

(事務局)

今の意見を踏まえて、事務局の方で資料に修正を加えたいと考える。この場で修正案を示すことができないため、後日修正案を委員長に確認いただくという方法で修正を行いたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(尾澤委員)

資料 1-2 の 8 番の意見に「市民の皆さんが理解できる説明をしていただきたい」とある。これが一番大事なことだと思うので、十分に考慮した上で、今後の取組を進めてほしい。

また、市民には、多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画の策定に取り組んでいることをまだ知らない人もいると思う。市の広報紙を活用するなどして、積極的に周知してほしい。

(事務局)

市としても周知に努めていきたい。

(委員長)

パブリックコメントで、環境への影響を考えると人工芝よりも天然芝の方が良い、という意見が数件寄せられた。ライフサイクルコストや養生期間が不要であることなどを総合的に勘案して人工芝を選択した経緯があるが、環境への配慮という観点は大切なポイントかと思う。このことについて、事務局としての考えはあるか。

(事務局)

インターネット等で調査したところ、全く環境に問題がないということではないが、例えば、クッション材となるチップに天然素材を使用するなど環境に配慮した人工芝の製品や環境への負荷をより少なくしようとするメーカー側の取組も行われているようである。可能な限り環境に配慮することを前提として、今後の整備を検討していくこととしたい。

(委員長)

環境への配慮という観点は、世界的に SDG s への取組が進められる中で無視はできない。価格のみを判断基準とするのではなく、多少価格が高くなるとしても環境負荷が少ないものを選択するという考え方も、今後の具体的な整備計画を作成するに当たって必要な観点の一つかと思うので、事務局には検討をお願いする。

もう 1 点、パブリックコメントで、施設までの交通手段に関する指摘がされている。多目的芝生グラウンドを市内に分散させるのではなく、1 か所場所を決

めて整備するのであれば、高齢者や子供など、車の運転ができず直接の交通手段を持たない市民のアクセス方法を用意することも検討すべきかと感じるが、現時点で事務局としての考えはあるか。

(事務局)

本日の議題 3 にもあるが、望ましいエリアの評価指標には、「周辺バス路線の充実」という項目を設けるなど、市民にとって利用しやすい場所であるという視点を含めた上で、望ましいエリアの選定を行っている。

(委員長)

実際に多目的芝生グラウンドが整備された後には、バス利用の新たな需要が発生すると思う。市には、バス路線の拡充等の必要性が生じた場合には、検討をお願いする。

他に意見等がなければ、本日指摘のあった点については事務局と記載内容を検討することを前提とし、原案のとおり進めることでよろしいか。

(委員)

異議なし。

(2) 導入する施設等について (資料 2)

事務局からの説明後、質疑応答を行い、一部内容を修正することとした。

【質問意見等】

(村松委員)

観客席については、検討委員会や意見交換会でも整備を要望するような意見が出されている。資料 2 では「設置するコートや観客席の必要数を見極めながら整備する」とあるが、現時点で整備する観客席の規模などの想定はあるか。

(事務局)

現時点で、設置する観客席の規模などは考えていない。

観客席の整備についての考え方としては、大会等での観戦のほか、スポーツ少年団や部活動での利用の際に保護者が見学をするといったことも想定している。コート 1 面ごとに何席作るのか、どのようなグレードのものを整備するのかといったことは、今後基本設計の段階で検討する。

(小山委員)

売店については運営上負担になるので難しいと思う。飲食するスペースについては、イベント等を行う際にはキッチンカーを呼ぶことなども想定されるため、屋外・屋内を問わず必要だと思う。

(事務局)

屋外でのキッチンカーの利用等については、これまで想定していなかったが、屋外での飲食が前提になるかと思う。また、屋内の飲食可能スペースについては、クラブハウスのホールの中に飲食可能なスペースが取れるかなどを、基本設計の段階で検討する。

(小山委員)

飲食専用のスペースではなくとも、ちょっとした椅子やベンチがあれば、休憩等だけでなく飲食にも利用できると思う。

(笠野委員)

観客席について、付加機能として「観客席」と書いてあると、1席ずつになっている席をイメージするのではないかと思う。私は、レジャーシートを敷いて皆で座れる土手のようなスペースでも十分だと思う。言葉のイメージは人により異なるので、誤解が生じないような表現を検討してほしい。

(委員長)

例えば、「観客スペース」という表現もあるかと思う。委員の意見を踏まえて、表現について検討をお願いします。

(事務局)

承知した。誰が見ても分かりやすい表現になるよう修正する。

(川崎委員)

私は様々なスポーツ施設を見る機会があるが、全国的にみても、観客席が設置してあるのはスタジアム等がほとんどで、一般的な芝生グラウンド施設では、空いているスペースに長椅子や簡易的な椅子が置いてあったり、観客が持参した椅子に座って観たりするようなどころが多い。押原公園でも、観客席の設置はない。

飲食スペースについては、多くの施設が、屋外の空いているスペースを使っており、屋内に飲食専用のスペースを設けているような施設はほとんどないと思う。

詳細は基本設計の段階で検討することと思うが、他の施設の情報等を得ていくことも重要だと感じた。

(尾澤委員)

芝生グラウンド自体が緑地帯の扱いになるかもしれないが、基本設計の段階で、緑地帯を設けなければならないといった制度上の条件等も出てくると思う。緑地帯を上手に活用した上で、観客席や飲食スペースを検討することも良いのでないか。

(事務局)

出された意見を踏まえ、飲食が可能なスペースとしては、例えば自動販売機の前に座って休める場所があるようなイメージも考えられると感じたので、そのようなイメージに近づけるよう、資料に修正を加えたい。

(村松委員)

資料の書き方について、「観客席」という表現を、「観客スペース」に変えることで、市民の受け止め方も変わってくると思う。

(委員長)

他に意見等がなければ、基本的な方向性は原案のとおり進めることでよろしいか。

(委員)

異議なし。

(3) 整備候補地として「望ましいエリア」の選定について

事務局からの説明後、質疑応答を行い、原案どおり進めることとした。

【質問意見等】

(尾澤委員)

「みさかの湯周辺エリア」とは、具体的には御坂の湯のどちらの方角になるか。

(事務局)

整備候補地については、5ha 以上の一段の土地があるなどの整備の実現性を含めて検討しているが、具体的な整備候補地の選定の段階にないため、現時点で方角等を示すことはできない。

(尾澤委員)

それでは様子が分からないのではないかと。可能であれば、3 か所の現地を見て回りたいがどうか。

(大川委員)

各エリアの中で、その情報を検討委員会で共有することにはリスクがあるのではないかと。例えば、予期せず外部に情報が出てしまって地価に影響が出たり、地権者との関係に問題が生じたりすることも考えられる。デリケートな事案であるので、共有できないのは仕方がないと思う。一方で、現地を見て回りたいということも理解できる。

(委員長)

仮に現地を見に行くとした場合、資料３の赤丸で囲ったエリアを見ることになるのか。それとも、例えば外部に漏らさないことを条件に、もう少し具体的なエリアを見に行くということか。事務局としては、示されているエリアよりも具体的なエリアを示すことは考えているか。

(事務局)

先ほど述べたとおりの状況であるため、現時点で具体的なエリアを示すことはできない。

(小澤委員)

現在、事務局で具体的な場所を決めているわけではないということをまずは理解してほしい。そして、望ましいエリアを決定するに当たっては、何よりも客観的な見方で議論を進めることが大事と考える。

その上で、想定エリアの現地を見てからでないと前に進められないということであれば、現地を確認することも一つの方法だと思う。

(委員長)

望ましいエリアの選定は、これまでの検討委員会で決まった評価指標に基づいて行っている。実際に現地を確認してからでないと結論を出すことが難しいということであれば、現地の確認という考え方もあると思う。

赤丸で示されている以上の詳細な場所ということは、現時点で示される予定はない状況であるが、現地確認の必要性について、皆さんの意見はどうか。

(尾澤委員)

本日の検討委員会で客観的に望ましいエリアの選定を行い、詳細な場所については、今後市が決定するというのであれば、現地確認をしなくても良い。

(委員長)

検討委員会では、取りまとめた基本計画案を市に答申する。それを基に、市が具体的な土地等も含めた詳細を決定していくという理解でいるが、それでよい。

(事務局)

そのとおり。これまでの検討委員会でも、選定された望ましいエリアにおける、具体的な整備候補地をどの土地にするのかということについては、検討委員会から答申を受けた後に、市が決定することとしている。

(委員長)

今の話を含めて、尾澤委員いかがか。

(尾澤委員)

異議なし。

(川崎委員)

望ましいエリアは、検討委員会で議論を進めた上で決定した評価指標に基づき、しっかりと分析してもらった上で選定されているので、異論等はない。

(委員長)

他に意見等がなければ、原案のとおり進めるということでよろしいか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

前回、検討委員会で評価項目の中に用地取得費を加えてはどうかとの意見があった。市でも検討したが、具体的なエリアが決まっていない時点で用地取得費を示すことは、今後の用地交渉等において何かしらの影響を与えてしまうおそれもあることから、項目の中には入れないこととした。今後、適切な時期に、不動産鑑定を行った上で、用地取得費用を示すことを想定している。

(委員長)

今説明のあった点についても、異議等はないか。

(委員)

異議なし。

(4) 事業スケジュールについて

事務局からの説明後、質疑応答を行い、原案どおり進めることとした。

【質問意見等】

(委員長)

意見交換会の中でも、できるだけ早く整備してほしいとの市民の皆様からの意見があった。そういった意見を踏まえつつ、取組を進めてもらいたい。

事業スケジュールについては、この内容で異議等はないか。

(委員)

異議なし。

(5) 基本計画（案）について

事務局からの説明後、質疑応答を行い、原案どおり進めることとした。

（事務局）

資料 5-1 及び 5-2 が基本計画(案)の資料になるが、この内容は議事(1)の意見交換会及びパブリックコメントの結果の部分で説明済みである。

本日検討いただいた内容を踏まえて、次回の検討委員会の中で、基本計画案を示す予定でいる。

【質問意見等】

（委員長）

意見や異議等はないか。

（委員）

異議なし。

4 その他

(1) 第7回検討委員会 令和4年8月24日（水） 午後7時30分～

【質問意見等】

なし

5 閉会

午後9時45分 閉会